

静岡県がんセンター局管理規程第2号

静岡県立静岡がんセンター事業財務会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年3月31日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者

静岡県がんセンター局長 内田 昭 宏

静岡県立静岡がんセンター事業財務会計規程の一部を改正する規程

静岡県立静岡がんセンター事業財務会計規程（平成14年静岡県がんセンター局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(引継書類の作成)</p> <p><b>第10条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 事務引継書は、発令日の前日の属する事業年度のものについて3部作成し、前任者及び後任者が<u>記名押印して</u>、それぞれ1部ずつ保管し、残り1部は、後任者が直ちに管理者に提出するものとする。</p>	<p>(引継書類の作成)</p> <p><b>第10条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 事務引継書は、発令日の前日の属する事業年度のものについて3部作成し、前任者及び後任者が<u>記名して</u>、それぞれ1部ずつ保管し、残り1部は、後任者が直ちに管理者に提出するものとする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第2費用の表を次のように改める。

款	項	目	節	説明
病院事業費用	医業費用	給与費	給料	医業活動に係る費用 常勤及び会計年度任用職員に係る費用 常勤又は会計年度任用職員に支給する給料
			職員手当等	常勤又は会計年度任用職員に支給する手当等
			賞与引当金繰入額	期末手当及び勤勉手当の引当
			報酬	臨時又は会計年度任用職員に対する報酬
			法定福利費	職員に係る地方職員共済組合負担金、労災保険料等法定の費用
			法定福利費引当金繰入額	期末手当及び勤勉手当の支給に伴う法定福利費の引当

		退職給付費 負担金	常勤の職員の退職に伴い支給する費用
		長期貸付貸 倒引当金繰 入額	派遣職員受入等に伴う負担金 長期貸付に係る引当
	材料費		医療上必要な器具、備品及び材料購入に 係る費用
		薬品費	投薬用薬品及び注射用薬品で薬事収益と なる薬品の費用
		診療材料費	(イ) 前記の科目に属さない薬品の費用 (ロ) 脱脂綿、ガーゼ、包帯、歯科用材 料、レントゲンフィルム、検査用材 料、縫合糸、酸素、氷等診療用として 直接消費される材料の費用 (ハ) 試験管、薬瓶、シャーレ、注射針、 注射筒、体温計等の診療用具で、耐用 年数1年未満のもの又は耐用年数1年 以上で取得価額3万円未満のもの費 用
		給食材料費	(ニ) 半減期が1年未満の放射性同位元素 (イ) 患者給食のため消費する食品の費用 (ロ) 食器、ざる、かご、たわし、食器又 は食品用洗剤、ふきん等給食用用具又 は材料で、耐用年数1年未満のもの又 は耐用年数1年以上で取得価額3万円 未満のもの費用
		医療消耗備 品費	診療用又は給食用の器具等で耐用年数1 年以上で、かつ、取得価額3万円以上10 万円未満のもの費用
	経費		
		厚生福利費	職員のための健康診断、各種のレクリエ ーション、文化活動、慶弔禍福に際し支 給される金品、記念品代等職員の法定外 厚生福利に要する費用
		報償費	報償金、賞賜金等職員（会計年度任用職 員を含む。）以外のものに支払う報償金

旅費	常勤又は会計年度任用職員の業務のための出張旅費（ただし、研修に属するものを除く。）及び会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年静岡県条例第2号）に基づいて会計年度任用職員に支給する費用弁償の額
職員被服費	職員に支給又は貸与する白衣、診療衣、予防衣、作業衣等の費用
消耗品費	帳簿、諸用紙、筆記用具、印、定期刊行物、営繕用材料、掃除用具及び洗剤等事務用又は管理用に使用する用具材料等で、耐用年数1年未満のもの又は耐用年数1年以上で取得価額10万円未満のものの費用
光熱水費	電気料、ガス料及び上下水道料
燃料費	重油、軽油、灯油、ガソリン、石炭、コークス、プロパンガス等の費用
食糧費	会議及び来客用茶菓代、職員夜勤及び来客接待用賄料等の費用
印刷製本費	印刷及び製本に要する費用
修繕費	固定資産等の維持修繕に要する費用
修繕引当金	修繕に係る引当
繰入額	
保険料	火災保険料等「法定福利費」に属するもの以外の各種保険料
賃借料	土地、建物の賃借料、設備、器械備品等の使用料
通信運搬費	郵便料、電話料、運搬料等
委託料	委託契約により委託した業務の対価として支払われる費用
手数料	依頼した業務の対価として支払われる費用
諸会費	各種団体等に対する負担金及び会費
貸倒引当金	医業未収金に係る引当
繰入額	
雑費	買上金、広告料等前記の科目に属さない

			費用
	減価償却費		固定資産の減価償却費
		建物減価償却費	建物（附属設備を含む。）に対する減価償却費
		構築物減価償却費	構築物に対する減価償却費
		器械備品減価償却費	器械備品に対する減価償却費
		車両減価償却費	車両に対する減価償却費
		放射性同位元素減価償却費	放射性同位元素に対する減価償却費
		リース資産減価償却費	リース資産に対する減価償却費
		その他有形固定資産減価償却費	上記以外の有形固定資産に対する減価償却費
		無形固定資産減価償却費	無形固定資産に対する減価償却費
	資産減耗費		資産の減耗及び除却に伴う損費
		たな卸資産減耗費	たな卸品の破損、変質、亡失等による減耗損
		固定資産除却費	資産価値のある固定資産の除却に伴う損費及び撤去費
	研究研修費		医学研究及び病院経営のための研究及び職員研修に要する費用
		研究材料費	研究材料（動物、飼料等を含む。）の費用
		謝金	研究、研修のための講師に対する謝礼金等の費用
		研究旅費	学会、研究会、講習会等に参加するための旅費
		図書費	研究、研修用図書の費用
		研究消耗備品費	研究用に使用する器具等で、耐用年数1年以上で、かつ、取得価額3万円以上10

医業外費用	長期前払消費税償却	手数料	万円未満のもの費用 依頼した業務の代価として支払われる費用	
		研究雑費	前記の科目に属さない費用	
		長期前払消費税償却	控除対象外消費税の償却費用	
	支払利息及び企業債取扱諸費			金融及び財務活動に伴う費用その他主たる医業活動以外の原因から生ずる費用 企業債及び借入金の利息等の費用
		企業債利息	企業債の利息	
		長期借入金利息	長期借入金の利息	
		一時借入金利息	一時借入金の利息	
		割賦金利息	割賦金の利息	
		リース資産利息	リース資産の利息	
	患者外給食材料費			
		患者外給食材料費	付添人等患者以外の者の給食のため消費する食品その他材料の費用	
	受託研究費			受託研究に係る費用
		給料	常勤又は会計年度任用職員に支給する給料	
		職員手当等	常勤又は会計年度任用職員に支給する手当等	
		賞与引当金繰入額	期末手当及び勤勉手当の引当	
		報酬	臨時又は会計年度任用職員に対する報酬	
		法定福利費	職員に係る地方職員共済組合負担金、労災保険料等法定の費用	
	法定福利費	期末手当及び勤勉手当の支給に伴う法定		

引当金繰入額	福利費の引当
退職給付費	常勤の職員の退職に伴い支給する費用
厚生福利費	職員のための健康診断、各種のレクリエーション、文化活動、慶弔禍福に際し支給される金品、記念品代等職員の法定外厚生福利に要する費用
報償費	報償金、賞賜金等職員（会計年度任用職員を含む。）以外のものに支払う報償金
旅費	常勤又は会計年度任用職員の業務のための出張旅費及び会計年度任用職員の給与等に関する条例に基づいて会計年度任用職員に支給する費用弁償の額
職員被服費	職員に支給又は貸与する白衣、診療衣、予防衣、作業衣等の費用
消耗品費	帳簿、諸用紙、筆記用具、印、定期刊行物、営繕用材料、掃除用具及び洗剤等事務用又は管理用に使用する用具材料等で、耐用年数1年未満のもの又は耐用年数1年以上で取得価額10万円未満のもの
光熱水費	電気料、ガス料及び上下水道料
燃料費	重油、軽油、灯油、ガソリン、石炭、コークス、プロパンガス等の費用
食糧費	会議及び来客用茶菓代、職員夜勤及び来客接待用賄料等の費用
印刷製本費	印刷及び製本に要する費用
修繕費	固定資産等の維持修繕に要する費用
保険料	火災保険料等「法定福利費」に属するもの以外の各種保険料
賃借料	土地、建物の賃借料、設備、器械備品等の使用料
通信運搬費	郵便料、電話料、運搬料等
委託料	委託契約により委託した業務の対価として支払われる費用
手数料	依頼した業務の代価として支払われる費

			用
		諸会費	各種団体等に対する負担金及び会費
		研究材料費	研究材料（動物、飼料等を含む。）の費用
		図書費	研究、研修用図書の費用
		雑費	買上金、広告料等前記の科目に属さない費用
	がん予防対策費		がん予防対策に係る費用
		報酬	臨時又は会計年度任用職員に対する報酬
		法定福利費	職員に係る地方職員共済組合負担金、労災保険料等法定の費用
		厚生福利費	職員のための健康診断、各種のレクリエーション、文化活動、慶弔禍福に際し支給される金品、記念品代等職員の法定外厚生福利に要する費用
		報償費	報償金、賞賜金等職員（会計年度任用職員を含む。）以外のものに支払う報償金
		旅費	常勤又は会計年度任用職員の業務のための出張旅費及び会計年度任用職員の給与等に関する条例に基づいて会計年度任用職員に支給する費用弁償の額
		職員被服費	職員に支給又は貸与する白衣、診療衣、予防衣、作業衣等の費用
		消耗品費	帳簿、諸用紙、筆記用具、印、定期刊行物、営繕用材料、掃除用具及び洗剤等事務用又は管理用に使用する用具材料等で、耐用年数1年未満のもの又は耐用年数1年以上で取得価額10万円未満のもの の費用
		光熱水費	電気料、ガス料及び上下水道料
		燃料費	重油、軽油、灯油、ガソリン、石炭、コークス、プロパンガス等の費用
		食糧費	会議及び来客用茶菓代、職員夜勤及び来客接待用賄料等の費用
		印刷製本費	印刷及び製本に要する費用
		修繕費	固定資産等の維持修繕に要する費用

		保険料	火災保険料等「法定福利費」に属するもの以外の各種保険料
		賃借料	土地、建物の賃借料、設備、器械備品等の使用料
		通信運搬費	郵便料、電話料、運搬料等
		委託料	委託契約により委託した業務の対価として支払われる費用
		手数料	依頼した業務の代価として支払われる費用
		諸会費	各種団体等に対する負担金及び会費
		雑費	買上金、広告料等前記の科目に属さない費用
	雑損失		前記の科目に属さない費用
		報償費	報償金、賞賜金等職員（会計年度任用職員を含む。）以外のものに支払う報償金
		旅費	常勤又は会計年度任用職員の業務のための出張旅費（ただし、研修に属するものを除く。）及び会計年度任用職員の給与等に関する条例に基づいて会計年度任用職員に支給する費用弁償の額
		消耗品費	帳簿、諸用紙、筆記用具、印、定期刊行物、営繕用材料、掃除用具及び洗剤等事務用又は管理用に使用する用具材料等で、耐用年数1年未満のもの又は耐用年数1年以上で取得価額10万円未満のもの の費用
		光熱水費	電気料、ガス料及び上下水道料
		燃料費	重油、軽油、灯油、ガソリン、石炭、コークス、プロパンガス等の費用
		食糧費	会議及び来客用茶菓代、職員夜勤及び来客接待用賄料等の費用
		印刷製本費	印刷及び製本に要する費用
		修繕費	固定資産等の維持修繕に要する費用
		保険料	火災保険料等「法定福利費」に属するもの以外の各種保険料
		賃借料	土地、建物の賃借料、設備、器械備品等



研究所事業 費用	特別損失	消費税	通信運搬費	の使用料 郵便料、電話料、運搬料等
			委託料	院内保育所管理運営委託等の費用
			手数料	依頼した業務の代価として支払われる費用
			諸会費	各種団体等に対する負担金及び会費
			不用品売却 原価	不用となった物品を売却した場合その原価
			謝金	謝礼金等の費用
			図書費	図書の費用
			雑費	認定看護師教育課程に係る経費で前記の科目に属さない費用
			その他雑損失	前記の科目に属さない費用
			消費税	消費税及び地方消費税
			固定資産除 却損	固定資産の除却損
			減損損失	減損による損失
			過年度損益 修正損	過年度損益の修正損
その他特別 損失	前記の科目に属さない特別損失			
研究所事業 費用	研究所費用	研究所事業に係る費用		

	給与費	常勤及び会計年度任用職員に係る費用
	給料	常勤又は会計年度任用職員に支給する給料
	職員手当等	常勤又は会計年度任用職員に支給する手当等
	賞与引当金繰入額	期末手当及び勤勉手当の引当
	報酬	臨時又は会計年度任用職員に対する報酬
	法定福利費	職員に係る地方職員共済組合負担金、労災保険料等法定の費用
	法定福利費引当金繰入額	期末手当及び勤勉手当の支給に伴う法定福利費の引当
	退職給付費	常勤の職員の退職に伴い支給する費用
	研究費	研究に係る費用
	報償費	報償金、賞賜金等職員（会計年度任用職員を含む。）以外のものに支払う報償金
	旅費	常勤又は会計年度任用職員の業務のための出張旅費及び会計年度任用職員の給与等に関する条例に基づいて会計年度任用職員に支給する費用弁償の額
	職員被服費	職員に支給又は貸与する白衣、診療衣、予防衣、作業衣等の費用
	消耗品費	帳簿、諸用紙、筆記用具、印、定期刊行物、営繕用材料、掃除用具及び洗剤等事務用又は管理用に使用する用具材料等で、耐用年数1年未満のもの又は耐用年数1年以上で取得価額10万円未満のもの の費用
	光熱水費	電気料、ガス料及び上下水道料
	燃料費	重油、軽油、灯油、ガソリン、石炭、コークス、プロパンガス等の費用
	食糧費	会議及び来客用茶菓代、職員夜勤及び来客接待用賄料等の費用
	印刷製本費	印刷及び製本に要する費用
	修繕費	固定資産等の維持修繕に要する費用

		保険料	火災保険料等「法定福利費」に属するものの以外の各種保険料
		賃借料	土地、建物の賃借料、設備、器械備品等の使用料
		通信運搬費	郵便料、電話料、運搬料等
		委託料	委託契約により委託した業務の対価として支払われる費用
		手数料	依頼した業務の対価として支払われる費用
		諸会費	各種団体等に対する負担金及び会費
		研究材料費	研究材料（動物、飼料等を含む。）の費用
		謝金	謝礼金等の費用
		図書費	研究、研修用図書の費用
		研究消耗備品費	研究開発用の器具等で耐用年数1年以上で、かつ、取得価額3万円以上10万円未満のものの費用
		雑費	買上金、広告料等前記の科目に属さない費用
	運営経費		運営に係る費用
		厚生福利費	職員のための健康診断、各種のレクリエーション、文化活動、慶弔禍福に際し支給される金品、記念品代等職員の法定外厚生福利に要する費用
		報償費	報償金、賞賜金等職員（会計年度任用職員を含む。）以外のものに支払う報償金
		旅費	常勤又は会計年度任用職員の業務のための出張旅費及び会計年度任用職員の給与等に関する条例に基づいて会計年度任用職員に支給する費用弁償の額
		職員被服費	職員に支給又は貸与する白衣、診療衣、予防衣、作業衣等の費用
		消耗品費	帳簿、諸用紙、筆記用具、印、定期刊行物、営繕用材料、掃除用具及び洗剤等事務用又は管理用に使用する用具材料等で、耐用年数1年未満のもの又は耐用年数1年以上で取得価額10万円未満のもの

			の費用
		光熱水費	電気料、ガス料及び上下水道料
		燃料費	重油、軽油、灯油、ガソリン、石炭、コークス、プロパンガス等の費用
		食糧費	会議及び来客用茶菓代、職員夜勤及び来客接待用賄料等の費用
		印刷製本費	印刷及び製本に要する費用
		修繕費	固定資産等の維持修繕に要する費用
		修繕引当金	修繕に係る引当
		繰入額	
		保険料	火災保険料等「法定福利費」に属するものの以外の各種保険料
		賃借料	土地、建物の賃借料、設備、器械備品等の使用料
		通信運搬費	郵便料、電話料、運搬料等
		委託料	委託契約により委託した業務の対価として支払われる費用
		手数料	依頼した業務の対価として支払われる費用
		諸会費	各種団体等に対する負担金及び会費
		雑費	買上金、広告料等前記の科目に属さない費用
	減価償却費		固定資産の減価償却費
		建物減価償却費	建物（附属設備を含む。）に対する減価償却費
		構築物減価償却費	構築物に対する減価償却費
		器械備品減価償却費	器械備品に対する減価償却費
		車両減価償却費	車両に対する減価償却費
		放射性同位元素減価償却費	放射性同位元素に対する減価償却費
		リース資産減価償却費	リース資産に対する減価償却費

		その他有形 固定資産減 価償却費 無形固定資 産減価償却 費	上記以外の有形固定資産に対する減価償 却費 無形固定資産に対する減価償却費
	資産減耗費	たな卸資産 減耗費 固定資産除 却費	資産の減耗及び除却に伴う損費 たな卸品の破損、変質、亡失等による減 耗損 資産価値のある固定資産の除却に伴う損 費及び撤去費
	支払利息及 び企業債取 扱諸費	企業債利息 長期借入金 利息 一時借入金 利息 割賦金利息 リース資産 利息	企業債及び借入金の利息等の費用 企業債の利息 長期借入金の利息 一時借入金の利息 割賦金の利息 リース資産の利息
	長期前払消 費税償却	長期前払消 費税償却	控除対象外消費税の償却費用
	その他研究 所損失	その他研究 所損失	前記の科目に属さない費用
	消費税	消費税	消費税及び地方消費税
特別損失	固定資産除 却損	固定資産除 却損	固定資産の除却損

		減損損失	却損 固定資産売却損	固定資産の売却に伴う差損
		過年度損益 修正損	減損損失	減損による損失
		その他特別 損失	過年度損益 修正損	過年度損益の修正損
			その他特別 損失	前記の科目に属さない特別損失

別表第2資産の表中「取得価格」を「取得価額」に、「㉞」を「「病院事業費用」「」に、「」㉞」を「」のうち、たな卸品に属するもののたな卸高」に改め、同表資本の表中

「		再評価積立 金		資産再評価による差益	」を
「		再評価積立 金		資産再評価による差益	」に
		一般会計補 助金		一般会計補助金を財源とする資本剰余金	
		一般会計負 担金		一般会計負担金を財源とする資本剰余金	
		国庫補助金		国庫補助金を財源とする資本剰余金	」

改める。

別表第3の1の項及び2の項中「常勤職員」を「常勤又は会計年度任用職員」に改め、同表9の項及び11の項中「取得価格」を「取得価額」に改め、同表16の項中「取得価格3万円未満」を「取得価額10万円未満」に改め、「事務用又は管理用に使用する器具、備品等で、耐用年数1年以上で、かつ、取得価格3万円以上10万円未満のもの費用」を削り、同表39の項中「取得価格」を「取得価額」に改める。

様式第1号(その1)、様式第4号、様式第29号(その1)、様式第29号(その2)及び様式第39号中「㊟」を削る。

様式第45号中「住所」を「住所」に改める。  
氏名 ㊟ 氏名

様式第55号から様式第59号までの規定中「㊟」を削る。

様式第65号中「印」を削る。

様式第66号、様式第68号、様式第76号及び様式第79号中「㊟」を削る。

様式第101号中「平成」を削る。

様式第102号中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に、「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

#### 附 則

- 1 この管理規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この管理規程の施行の際現に改正前の静岡県立静岡がんセンター事業財務会計規程の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。